（様式第１-４号）

　市町村名：　　　吹田市

⑧その他の創意工夫による取組み

|  |  |
| --- | --- |
| 区分及び事業名※１から４のいずれか該当するもの一つに○を付し、（　　　）に事業名を記入してください。※１から４の複数の区分に該当するものについては、それぞれ用紙を分けて記入してください。 | １　人権相談分野（事業名：　　　　　　　）２　地域就労支援分野（事業名：　地域就労支援事業　）３　進路選択支援分野（事業名：　　　　　　　）４　生活上の様々な課題等の発見又は対応分野（事業名：　　　　　　） |
| 取組内容※府ホームページへは当様式に記載されている内容を原則そのまま掲載いたします。また、記載にあたりましては現状、現状における課題、当該課題解決へ向けた取組み内容をできるだけ詳細に記入してください。【 現 状 】本市では、平成２０年７月に若年者就労支援機関「ＪＯＢカフェすいた」を設置し、若者の自立と就職促進を図ってきました。また、同年１０月からは「ＪＯＢナビすいた」を設置し、就労相談事業や職業紹介事業を実施してきました。平成２３年８月に、両施設を「ＪＯＢナビすいた　ＪＯＢカフェすいた」として統合運営し、サービスの平準化・効率化を図るとともに、子育て中の求職者に対する支援や相談員の担当制の導入、第１土曜日の開館などの新たなサービスを提供しています。【現状における課題】雇用の拡大を図るため、地元企業とのさらなる協力・連携が必要であると考えられます。また、就職者数の底上げをするためには、就職困難者一人ひとりの事情に合わせたサービスの提供をすることが重要です。【取組み内容】平成２３年８月から、「ＪＯＢナビすいた　ＪＯＢカフェすいた」においてマザーズコーナーとして、小さい子ども連れの母親・父親が子どもを見守りながら相談できるスペースを設置しました。また、平成２３年４月から平成２５年３月末まで、パーソナル・サポートモデル事業の一環で「パーソナルサポートセンターすいた」を併設し、就労阻害要因を抱えた人への寄り添い型サポートを実施することで、様々な就労困難者へのきめ細かい支援に努めました。平成２５年４月以降も、そのノウハウを、抱える課題が多様化・複合化する求職者に対する支援に生かすべく、相談スタッフの中に精神保健福祉士や社会福祉士などの有資格者からなる「サポーターチーム」を配置し、ケースワーク的手法も取り入れ、内外の関係機関と連携を取りながら、きめ細やかな支援を実施しています。　その他、平成２６年８月からは、就職後３か月及び６か月を経過する就職者への電話問い合わせや事業者への訪問による定着確認を実施します。これにより、就職者及び事業者の施設利用満足度を高めるとともに、双方への聴取から得られる支援のニーズ等の蓄積を以後の就職相談や職業紹介にフィードバックすることで、相談支援の充実や職業紹介の制度を高められるよう、改善に努めていきます。また、この取り組みの中で離職されていることが分かった方に対しては、再就職に向けた支援を速やかに行っていくものです。 |